

2019年1月11日

株主各位

東京都墨田区江東橋2丁目19番7号
富士ソフトサービスビューロ株式会社
代表取締役社長 佐藤 諭

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2018年12月27日開催の取締役会において、2019年2月1日（金）をもって、当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2019年1月31日（木）と定めましたので、公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、2019年2月1日（金）をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を現行の27,000,000株から54,000,000株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

お知らせならびにご注意

- 2019年2月1日（金）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等をお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
連絡先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
TEL	0120-288-324（フリーダイヤル）